

令和3年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府経済見通し（令和2年1月20日閣議決定）で想定していた成長経路を大幅に下回っているが、5月下旬の緊急事態宣言解除以降、段階的に経済活動が再開されるなか、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが見られる。今後については、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。

国の令和3年度予算の概算要求は、「骨太方針2020」で示されたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題としつつ、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、62.1兆円（対前年度比0.6%増）と令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する概算要求が行われている。

しかし、各省庁からの概算要求が例年より1か月遅い9月末に提出されたところであり、感染症対策をはじめとして予算編成過程で検討される事項も多く見込まれ、今後の動向を更に注視していく必要がある。

2 本市の財政見通し

山陰の景気は、全体として投資活動は弱含んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響などから、生産活動や個人消費に引き続き厳しい状況がみられ、当面は厳しい状況が続くものと予想されている。令和2年度の市財政は、新型コロナウイルス感染症対策では、国の財源措置を最大限活用しながらも、財政調整基金を取り崩して対応するなど、厳しい財政運営が続いている。

令和3年度の本市の一般財源は、感染症により市内経済も影響を受け大幅な税収減少が見込まれるなか、引き続き感染症対策や社会保障費の増大などに対応していかなければならない。一方で、ポストコロナ時代を見据えながら、第2次総合戦略を柱として、地方創生の取組をより一層推進するとともに、防災・減災対策、安心安全なまちづくりの推進のための社会資本整備など、本市の課題解決に向けた取組の確実な実施が求められる。これらのことから、国県財源や自主財源の最大限の確保を図りつつ、既存事業については、事業の効果を見極め、大胆な見直しを行っていく必要がある。

したがって、国の予算編成と同様、歳出は徹底した見直しを基本とし、公共施設の適正化などの行財政改革を一層進め、地方債残高の縮減による公債費負担の軽減を継続し、財政の健全化と財源の重点配分により、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式は一変し経済的な打撃は深刻なものとなっている。

国等の動向、感染状況に注視し、市民生活や市内事業者の状況把握に努め、感染拡大防止を徹底し、地域経済の回復に向けた施策を検討すること。

(2) 予算の優先的・重点的な配分

「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に掲げられた事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、事業の効果・予算の効率性を熟考の上、要求を行うこと。

【重点的事业要件】

「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に該当する新規事業
※該当事業がある場合でも、各部局3事業までとし、要求後、重点的事业配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う。

(3) 持続可能な財政運営

新型コロナウイルス感染症の影響により税収の大幅な減収、新たな行政需要が懸念され、大変厳しい予算編成となることが見込まれる。

本市の中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費、大規模整備事業や会計年度任用職員制度導入による人件費の増など財政状況は厳しさを増す一方であり、より一層の財政健全化に向けた取組が必要となっている。従って、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、徹底した事業のスクラップを行うなど、不断の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を行っていかなければならない。

(4) 国の動向について

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び経済状況等により、令和2年度と同様に臨時・特別の措置を講ずることが予想される。

国の動向について注視し、予算編成過程の中で柔軟に対応できるよう努めること。

(5) 予算編成方式について

令和3年度の当初予算は、来春に市長選挙が控えているため、政策的経費を抑えた骨格予算とする。ただし、予算要求にあたっては、例年と同様に全ての事業費を見積もった要求額とする。

4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

(1) 第2次総合戦略該当事業における予算要求について

第2次総合戦略該当事業は、「若者・女性がもっと暮らしやすいまち」を目指し、分野横断的に取り組むことが重要である。

該当事業については、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割などについて関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

(2) 各種統計データに基づいた効果的な予算要求について

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率的・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。

(3) 事業効果の明確化

行政マネジメントシステム（かなび）を活用し、PDCAサイクルに基づき、政策的な事業において事業効果を明確にすること。

（かなびで作成する「主要事業調書（予算要求資料）」は、市長査定資料として活用する予定）

(4) 既存事業のスクラップの徹底

新型コロナウイルス感染症の影響により歳入の減少、新たな行政需要が見込まれ、例年になく大変厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中で新規事業や重点施策を取組むためには、例年以上に既存事業をスクラップすることが必須である。

よって、令和3年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、既存事業のスクラップにより要求額を抑制すること。

なお、スクラップにあたっては事前に関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に中止・未執行となった事業について、事業見直しの契機ととらえ、廃止の検討を行うこと。また、事業を継続する場合であっても、新たな生活様式に合った事業となるよう再構築を図ること。なお、旅費の要求についてはWEB会議の利用など、予算削減が可能か十分に検討すること。

※以下に掲げる内容を中心に、積極的に事業をスクラップすること。

①新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に未執行となり、令和3年度も引き続き未執行となる事業、または令和3年度から廃止する事業。

②「(3) 事業効果の明確化」において事業効果のあがらないもの

③ 令和2年度当初予算において「廃止・縮小検討」として内示した事業、及び、二次予算要求時に「優先度C」とした事業

④ 行政改革推進課及び政策企画課が集約した「事務事業見直し」、「スクラップ事業」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業見直しを行い、削減額に反映させること。

(5) **決算特別委員会審査意見の反映**

決算特別委員会審査意見を参照し、必要な見直し等を行った上で予算要求すること。

(6) **類似施策等の重複・排除、大胆な見直し**

総合戦略における同一プロジェクト事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(7) **将来負担の軽減**

今後の安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債・臨時財政対策債の発行抑制、財政調整基金への積立に取り組むこととする。

(8) **会計年度任用職員の適正化**

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置とすること。また、要求にあたっては、事前に総務部と調整された組織・機構の人員配置の範囲内での要求とすること。

(9) **公共施設のあり方**

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっている。「公共施設適正化基本計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合、あるいは集約化・複合化・長寿命化を含めた再編の可能性等も十分検討した上で予算要求を行うこと。(近年財政措置上有利な起債メニューが創設された。)

また、地方公会計制度に基づく固定資産台帳を活用し、資産別の有形固定資産減価償却率(いわゆる老朽化比率)＝減価償却累計額／(減価償却累計額＋期末簿価)などの公共施設の現状分析を行い、予算要求を行うこと。

(固定資産台帳は、ファイル管理－財政課－公会計に掲載。)

なお、適正化方針が未定の施設にあっても、施設運営の効果が極端に少ないものは当面休止とするなど、出来る限りコスト削減に努めること。

(10) **特別会計及び公営企業会計に関する事項**

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰入金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

また、公立病院の集中的な改革や水道、下水道の広域化等、国の施策に注視しながら、将来に向けた経営改革に取り組むこと。

(11) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにすることを方針としている。

(12) 有効な特定財源活用の徹底

地方創生関連交付金等、国県補助金や財政措置上有利な起債、特定目的基金の充当、活用可能な諸収入等を研究し、事業を行うための財源を確保すること。

国及び県の補助事業等については、関係機関と連携を密にするなどの確な情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の必要性・効果を改めて検証し、一般財源で肩代わりすることの無いよう、原則として事業の見直しを行うこと。

特に、制度の見直し等により新たに財政的・人的負担が発生するものについては、県内市町村や関係機関と連携を密にし、事前協議や意見交換等を徹底し、事業の必要性について十分に検討すること。

(13) 外郭団体等に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体等については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、労働関係法令改正に適切に対応するとともに、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、安易に市基準を適用することなく、市の財政支出の見直しを行うこと。

(14) 事業計画等の調整

個別事業の計画策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意すること。

(15) 使用料及び手数料の見直し

「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

(16) 業務の効率化、デジタル化について

スマート自治体への転換による業務の効率化を図る観点から、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務のRPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み）の活用を検討すること。また、効果が見込まれる業務については、行政改革推進課と協議の上、実装に向けた調整に着手し、必要な経費を要求すること。

なお、AI、RPAの内容によっては、市全体で導入の検討をした方が効率的なものもあると想定されるため、具体的な検討に着手する前に行政改革推進課に相談すること。

また、内閣府において、「行政手続きにおける書面主義、押印原則、対面主義の見直し」の検討が行われており、各省庁から見直しに向けたガイドラインが示される予定である。今後、国から示されるガイドライン等を踏まえ、押印の廃止や電子化、ペーパーレス化を検討していくこと。

予算要求基準の設定

令和3年度は、以下の基準により要求すること。

<基本的要求基準>

I【重点的事业】 ※一般財源で2億円を準備

「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に該当する新規事業
※該当事業がある場合でも、各部局3事業までとし、要求後、重点的事业配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う。
※重点的事业は、所要額を要求とする。

II【重点的事业以外の新規事業】

重点的事业以外の新規事業は、既存事業のスクラップ等による調整を行い、令和3年度予算編成一般財源配分額の範囲内（既存事業を含む）で要求すること。

III【既存事業】

① 以下の対象事業については、令和3年度予算編成一般財源配分額の範囲内での要求とし、部局内で調整を行い厳守すること。

- ・ハード事業
- ・ソフト事業 …R2 当初比△5%で配分
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費 …R2 当初比△1%で配分
- ・その他経常的経費 …R2 当初比△1%で配分

※ただし I、II、IIIともハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

※R2年度に重点的事业として要求した事業をR3年度も継続して要求する場合は、原則として臨時的経費（ハードまたはソフト事業）として一般財源配分額の範囲内で要求すること。

② 令和2年8月3日付財第50号「令和3年度当初予算編成に向けた準備作業について（通知）」により回答した「当初予算見直し調書」において、令和2年度当初予算より減額可能とした事業については、必ず減額要求すること。

また、行政改革推進課及び政策企画課が集約した「事務事業見直し」、「スクラップ事業」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業費見直しを検討のうえ、削減額に反映させること。

上記内容を反映させてなお、令和3年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、要求額を抑制すること。

- ③ 公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

IV【優先度の設定】

二次予算【臨時的経費（ハード事業、ソフト事業）】の要求については、事業毎に優先度の高いものからA、B、Cの区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の一般財源額に対して以下の割合を基本に区分けすること。

〔 A : 3割
B : 5割
C : 2割